商法（会社法）

会社の存在意義：個人で事業を行おうとしても、与信には限界がある。そこで、共同で事業を行うことで、事業の拡大、社会貢献をすることができる。

「**会社**」（**2条1号**）：「株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社」

	無限責任か有限責任か	直接責任か間接責任か
合名会社	無限	直接
合資会社	併存	直接
合同会社	有限	間接
株式会社	有限	間接

⇒ 株式会社の構成員（株主）は、間接有限責任しか負わない（104条）

株式（104条～294条）・資金調達（199条～）

株主と株式

株主：株式会社の構成員のこと

株式：株式会社の構成員たる資格のこと

株式会社の株主となる方法は大きく二つ。

① **出資による方法：**会社に対して金銭等を払込み、その引き換えに会社からの株式の発行を受けることで、株主になれる。
⇒この方法は、会社の資金調達の方法として用いられる。

② **承継取得する方法：**株式は自由に譲渡することができる（127条）のが原則であるため、他の株主から株式を譲り受けることで、株主になることができる。

募集株式の発行

募集株式の発行：株式会社が発行する株式の引受人を募集して行う新株の発行のこと
⇒ 募集株式の発行を行うと、株主、すなわち会社の構成員が増えるという意味で、会社の組織に関する行為といえる。そのため、新株発行無効確認の訴えは828条1項2号に、新株発行の不存在の確認の訴えは829条1号に規定されている。

【募集株式を発行する際の規律】
⇒ 起点となる条文は、199条。

・非公開会社の場合
非公開会社が募集株式を発行する際には、株主総会の特別決議（199条2項・309条2項5号）によらなければならない ※1。

※1　株主割り当ての場合で、定款で定めがある場合は、募集株式の発行を取締役又は取締役会の決定・決議で募集株式の発行をすることができる（202条3項1号2号）。なぜなら、この場合は既存株主の持株比率が減少しないためである。